

◆黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金チェックシート◆

開業を予定している方は、店舗改修予定月の2か月前までに申請してください。
 店舗の改修工事については、申請後に補助金の交付が決定してから着工していただきます。
 すでに改修工事を行っている場合は対象となりません。

※補助金は予算の範囲内での交付となります。また、事前にご相談をいただいていない場合、要件を満たさず対象とならない場合もありますので、契約等を行う前に必ずご相談ください。

【担当】 黒石市商工課 商工振興係 0172-52-2111（内線641）

以下の条件を満たしているか確認してください。 受付日 /

チェック項目	✓を記入
◆対象店舗	
・店舗が中心商店街（横町・中町・前町・市ノ町・上町・一番町）の商店街組合地域及び商店会地域にある空き店舗または空き家である	
・新規に出店する誘客を伴う施設または飲食・小売り等の店舗である。 ※誘客を伴わない事務所、作業場等は対象になりません。	
・こみせなど、歴史ある景観に配慮した外観である。	
・申請日が属する年度の3月31日までに開業し、かつ実績報告書の提出ができる。 ※実績報告書を提出するには改修工事費の支払いを完了する必要があります。	
●空き店舗の場合	
・小売業、飲食業又はサービス業に供する店舗又は施設、その他地域の活性化に寄与すると認められる誘客施設として以前利用されていた。	
・2か月以上営業の用に供されていない。	
・店舗等の出入口が道路又は人の通行が制限されていない公共用地に面している1階又は2階の店舗等である。	
・道路等から直接出入りすることができる独立した出入口を有する店舗等である。	
●空き家の場合	
・2か月以上人が居住せず、かつ、使用していない。	
・改修して店舗等として活用する。	
・店舗等として利用する出入口が道路等に面している1階又は2階の住宅である。	
・道路等から直接出入りすることができる独立した出入口を有する住宅である。	
◆移住者加算について	
・開業にあたり黒石市に移住した、または移住する予定である。 →2人以上の世帯は20万円、単身世帯は10万円の加算があります（1回限り）。詳しい条件は担当へご確認ください。	<input type="checkbox"/> 移住あり <input type="checkbox"/> 移住なし
◆申請条件等	
・過去3年間において、黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金の交付を受けていない。 (店舗等改修者、店舗等賃借者の区分が異なる場合は申請可)	

・ 空き店舗等の所有者と生計が一ではない。	
・ 空き店舗等の所有者と二親等以内の親族でない。	
・ 黒石市暴力団排除措置要綱第 2 条第 8 号に規定する排除措置対象者ではない。	
・ 市税（法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納がない。	
・ 中心商店街の商店街組合又は商店会に加入している組合員、会員等である。	
・ 補助金の申請にあたり、黒石商工会議所、(公財)21あおり産業総合支援センター、金融機関等から経営指導を受けている。（申請後 2 年間は継続的に経営指導を受けること）	
・ 風俗営業に該当する事業及び政治的又は宗教的な活動を目的とする事業ではない。	
・ 現に中心商店街で店舗等を営業している者が現店舗から移転するものではない。 （本人の責めに帰さない事情による移転は可）	
・ 週 5 日以上、午前 9 時から午後 7 時までの間に 4 時間以上営業し、かつ、2 年以上営業を継続できる。	
・ 店舗等が 2 階である場合は、営業中であることが道路等から見て分かるように看板等を設置し、誘客に努める。	
◆店舗改修者	
・ 店舗等改修者が実施する補助対象経費に係る改修工事の全てを市内に主たる事業所を置く法人または個人に発注すること（2 者以上の見積り書が必要です）。	

【注意事項】

- ・ 開業から 2 年間（1 年ごと）、営業実績が分かる書類を市へご提出いただきます。
- ・ 店舗等改修費を申請した場合は、交付決定後に改修工事にとりかかってください。また、開業後かつ事業完了後 30 日以内に実績報告書を提出してください。
- ・ 営業を開始した日から 2 年以内に廃業することとなった場合は、黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金の全部または一部を返還いただきます。